埼玉県歯科衛生士養成所指導要領

別紙

別紙

別添２

|  |  |
| --- | --- |
| （１ 機械器具等）  □ 高圧滅菌器  □乾熱滅菌器  □血圧計  □冷凍冷蔵庫  □ユニット（歯科用吸引器を含む。）  □電気エンジン（ユニットとは別途）  □歯科用タービン  □超音波歯石除去器  □超音波洗浄器  □紫外線器具保管箱  □歯科用エックス線装置  □エックス線フィルム自動現像器  □歯科用シャーカステン  □ファントーム  □酸素吸入器  □口腔外科処置用器具一式  □矯正処置用器具一式  □補綴処置用器具一式  □保存処置用器具一式（歯髄診断器・電気的根長測定  □器・電動式アマルガム練和器等を含む）  □予防処置器具一式（各種フッ化物塗布器等を含む）  □歯科保健指導器具（顕微鏡・う蝕活動性試験装置等）  （２ 標本及び模型）  □人体骨格模型  □人体解剖模型  □頭蓋骨模型  □歯牙着脱顎模型（乳歯列及び永久歯列用）  □歯列発育顎模型  □歯科保健指導器具（歯磨指導用顎模型・病態図、  模型等）  □救急蘇生法実習モデル | 品名 |
| 一以上  一以上  学生数の五分の一以上  一以上  学生数の五分の一以上  学生数の五分の一以上  二以上  学生数の五分の一以上  一以上  適当数  一以上  一以上  一以上  学生数  一以上  一以上  一以上  一以上  一以上  一以上  学生数の五分の一以上  一以上  一以上  一以上  学生数の二分の一以上  適当数  学生数の五分の一以上  一以上 | 数量 |

|  |  |
| --- | --- |
| （３その他）  □プロジェクター  □ＶＴＲ装置一式（ビデオテープレコーダー・モニタ  ー装置・カメラを含む。）  □口腔内撮影用カメラ（付属品も含む。） | 品名 |
| 適当数  一以上  一以上  （注）学生数とは、同時に  実習を行う学生の数をい  う。 | 数量 |

|  |  |
| --- | --- |
| □ユニット（歯科用タービン・歯科用吸引器を含む。）  □歯科用エックス線装置  □パノラマエックス線撮影装置  □超音波歯石除去器  □フッ化物塗布器具  □超音波洗浄器  □高圧滅菌器  □紫外線器具保管箱  □歯科保健指導器具（顕微鏡・歯磨指導用顎模型・病  態図、模型等）  □学生用ロッカー | 品名 |
| 三台以上であって学生数  の二分の一以上  一以上  一以上  一以上  適当数  一以上  一以上  適当数  適当数  学生数  （注）学生数とは、同時に  実習を行う学生の数をい  う。 | 数量 |

別添３